会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第293号
令和3年5月10日

郡市・大学医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　長　又　則　之）

新型コロナウイルス感染症に係る通知等の送付について

標記の件につきまして、埼玉県教育局から別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会においても内容をご了知いただき、管下会員へご周知くださいますようお願いいたします。

担　当：業務Ⅰ課　石川
ＴＥＬ：048-824-2611
ＦＡＸ：048-822-8515

加入潮医師会
収受
3.5.10
第169号

事　務　連　絡
令和３年４月３０日

一般社団法人埼玉県医師会会長
一般社団法人埼玉県歯科医師会会長　様
一般社団法人埼玉県薬剤師会会長

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

新型コロナウイルス感染症に係る通知等の送付について

学校保健の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記について、県立学校長及び市町村教育委員会教育長ほか、下記のとおり通知したので、お知らせします。

つきましては、関係者への周知について御配慮をお願いします。

記

１　「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
　～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について

２　「県立学校版　新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン～令和３年度版～」

担　当：健康教育・学校安全担当　熊木・天野
電　話：048-830-6963
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp

写

事　務　連　絡
令和３年４月２８日

各市町村教育委員会学校保健主管課長
各県立学校長
各教育事務所（支所）長
様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について

令和３年４月２８日付け事務連絡で文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、別添のとおり通知がありました。

つきましては、別添マニュアル等を参考に、各学校において感染症対策に努めるよう、適切な対応をお願いいたします。

今回の主な改訂点は別紙にまとめられておりますので御確認ください。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等に周知をお願いいたします。

【 補 足 】

資料の容量が大きいため、下記のＵＲＬからダウンロードしていただくようお願いします。

[ダウンロードURL]
https://pf.mext.go.jp/eTransporter_mail/DownloadStart?p=vkzesuqjWO9RNcEoyTCqbZdIhc7dqoPALO9g5HtbpPDpyrtxYBAv6EY8CurQvNy2

[パスワード]
ダウンロードパスワード　：　eiseikanri
ZIP ファイルパスワード　：　eiseikanri

ファイル公開期限　：　２１日間（５月１９日まで）

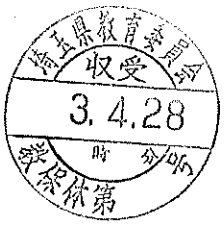
健康教育・学校安全担当　熊木・天野
電　話：048-830-6963
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp

【改訂】
学校衛生管理マニュアルを改訂し、学校関係者の感染状況のデータやその分析結果を更新したほか、変異株に係る知見及び対策等を追記しました。
本マニュアルについて、地方公共団体の衛生主管部局にも共有していただくようお願いします。

事　務　連　絡
令和３年４月 28 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中



文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について

この度、令和２年５月22日に発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を改訂しましたので、お知らせします。

主な改訂箇所は、別紙のとおりとなります。

本マニュアルは、令和３年４月15日時点での最新の知見に基づき改訂したものであり、新たな情報や知見が得られた場合には、見直しを行うことを予定しています。

あわせて、本マニュアルについては、地方公共団体の衛生主管部局にも共有していただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

＜本件連絡先＞
文部科学省：03－5253－4111（代表）

○下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局　健康教育・食育課（内2918・2976）

○身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること
・公立学校について　初等中等教育局　財務課（内3704）
・私立学校について　高等教育局私学部　私学行政課（内2533）
・国立学校について　総合教育政策局　教育人材政策課（内3498）

○障害のある児童生徒等に関すること
初等中等教育局　特別支援教育課（内3193）

○教職員の勤務に関すること
・公立学校について　初等中等教育局　初等中等教育企画課（内2588）
・私立学校について　高等教育局　私学部　私学行政課（内2533）
・国立学校について　総合教育政策局　教育人材政策課（内3498）

○各教科の指導に関すること
・下記以外　初等中等教育局　教育課程課（内2565）
・体育・保健体育　スポーツ庁　政策課（内2674）
・音楽・図画工作等　文化庁　参事官（芸術文化担当）（内3163）

○部活動に関すること
スポーツ庁　政策課（内3777）
文化庁　参事官（芸術文化担当）（内2832）

○修学旅行等に関すること
・修学旅行について　初等中等教育局　児童生徒課（内2389）
・遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事について
初等中等教育局　教育課程課（内2903）

○学校給食に関すること
初等中等教育局　健康教育・食育課（内2694）

○学校図書館に関すること
総合教育政策局　地域学習推進課（内3717）

○幼稚園における指導に関すること
初等中等教育局　幼児教育課（内2376）

別紙

学校衛生管理マニュアル（Ver.6）の主な改訂箇所について

１．感染状況のデータ及び分析結果の更新

児童生徒や教職員等の感染状況について、４月15日までに文部科学省に報告のあったデータや厚生労働省等が公表した情報を基に分析し、結果を更新。

・児童生徒の感染状況について、各学校種の感染経路の傾向に大きな変化は見られない
（小・中学校は「家庭内感染」が最多、高校生は「感染経路不明」が比較的高い割合）
・教職員の感染状況について、従来と同様に、「感染経路不明」が最多
・５人以上の複数感染者の発生率は、従来と同様に、高校で高い
・10人以上の感染事例を分析すると、従来と同様に、高校の部活動が関係した事例が多い

２．変異株に係る知見及び対策の追記

変異株の罹患率や対策について、最新の知見を踏まえて追記。

・従来よりも感染しやすい可能性がある変異株（N501Y）は、子供が大人より感染しやすいということはなく、どの年齢であっても感染しやすい可能性がある
・従来株と比較すると、変異株の子供への感染力は強い可能性がある
・現段階では、15歳未満で明らかな感染拡大の傾向は見られない
・変異株への対策については、従来株と同様に、３密の回避、マスク着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を推奨

３．消毒の合理化

大勢がよく手を触れる箇所の１日１回の清掃・消毒について、教員の負担軽減の観点から、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合は省略できる旨を追記。

４．感染症対応や出席停止等に当たっての配慮事項の追記

児童生徒等の心のケア、教職員のメンタルヘルス対策、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICT活用等による学習指導などを追記。（※）

５．地域の感染レベルに応じた活動場面ごとの感染症対策の追記

緊急事態宣言対象区域における部活動をはじめとする教育活動の留意事項（※）を追記。また、まん延防止等重点措置区域については、学校設置者が該当レベルを判断し、レベルに応じた教育活動を行うことを明記。

６．臨時休業の判断に係る基本的な考え方の追記

感染不安などを理由に学校の臨時休業を求める声が上がる中でも、地域一斉の臨時休業については、学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があること等を明記。

（※）衛生管理マニュアルVer.5（令和２年12月３日）以後に発出した関連通知の内容を反映。

教高指第２２９号
令和３年４月２０日

写

各県立学校長　様

埼玉県教育委員会教育長

「県立学校版　新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和３年度～」の送付について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、令和３年４月１９日付け教高指第２１１号「まん延防止等重点措置の実施に関する教育関係の対応について」を通知したところです。

この度、「県立学校版　新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和３年度～」（以下、「令和３年度　ガイドライン」という。）を策定しましたので、通知します。

貴職におかれましては、「令和３年度　ガイドライン」を踏まえ、適切な対応をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の状況により、必要に応じてガイドラインを更新しますが、その際は、該当項目のみを更新することとし、該当項目の差し替えをお願いしますので、御承知おきください。

【送付資料】
「県立学校版　新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン　～令和３年度～」

【県立中学校・高等学校】
担　当　高校教育指導課　教育課程担当
電　話　０４８－８３０－７３９１
【特別支援学校】
担　当　特別支援教育課　特別支援学校教育指導担当
電　話　０４８－８３０－６８８６

県立学校版

新型コロナウイルス感染防止対策
ガイドライン
～令和３年度～

令和３年４月

埼玉県教育委員会

目　次

Ⅰ　感染症対策の徹底について
1　児童生徒等への指導
2　校内の環境衛生管理
3　組織体制の整備

Ⅱ　授業の遅れに対する学習保障について
1　今後の学校全体及び学年単位の臨時休業等における授業時数の確保
2　家庭学習による学習保障
3　オンライン学習の活用

Ⅲ－１　教育活動上の留意点について（中学校・高等学校）
1　登下校
2　各教科等の指導
3　昼食
4　休み時間・放課後
5　図書館
6　清掃活動
7　学校行事
8　部活動
9　身体測定・健康診断
10　学校説明会等の中高連携

Ⅲ－２　教育活動上の留意点について（特別支援学校）
1　登下校
2　各教科等の指導
3　給食
4　休み時間・放課後
5　清掃活動
6　進路指導
7　学校行事
8　訪問教育
9　医療的ケア
10　寄宿舎の指導
11　教育支援プラン

12　支援籍、交流及び共同学習
13　身体測定・健康診断
14　部活動
15　学校公開
16　就学・転学、幼稚部・高等部入学に関する説明会

Ⅳ　進路指導（進学・就職）について（高等学校）

1　共通の留意点
2　進学指導の留意点
3　就職指導の留意点

Ⅴ　心のケア等に関することについて

1　心のケア
2　陽性者、濃厚接触者に対する偏見や差別、いじめ
3　児童虐待への対応

Ⅵ　教職員の勤務・服務、健康管理について

1　教職員の勤務・服務
2　教職員の健康管理

Ⅶ　家計が急変した世帯への就学支援について

Ⅷ　陽性者が判明、又は濃厚接触者が特定された場合の対応について

1　新型コロナウイルス感染者発生時の対応
2　臨時休業を検討する際の判断要件
3　濃厚接触者を把握した場合（家族の罹患も含む）
4　学校保健安全法第１９条に基づく出席停止を行った際の報告区分

Ⅸ　臨時休業の考え方について

1　基本的事項
2　児童生徒の出席停止等
3　学校の臨時休業
4　陽性者発生時等の対応手順
5　保護者への事前の周知

Ⅰ　感染症対策の徹底について

1　児童生徒等への指導　　【保健体育課①・福利課】

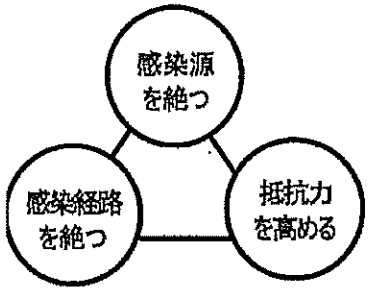
◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2020.12.3 Ver.5)第2章「学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について」を参照

＊　高等学校においては、生徒の生活圏が広がることから、学校外における行動についても自ら感染症対策を意識することができるよう指導すること。

（1）基本的な感染症対策の実施

ア　感染症対策のポイント

感染源を絶つ行動
◎発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等は、自宅で休養（出席停止）
◎家庭と連携した健康観察
◎学校に入る前の検温　等



4つの徹底
◎手洗い
◎咳エチケット（マスクの着用）
◎換気
◎清掃により清潔を保つ

規則正しい生活
◎十分な睡眠
◎適度な運動
◎バランスの取れた食事　等

イ　登校の判断

（ア）事前に家庭に周知（確認）をし、保護者の理解と協力を得ておくこと

a　発熱等の風邪症状がみられる場合の自宅休養は、欠席ではなく「出席停止」となる。

b　登校前に検温・健康観察を行う。健康状態が確認できない場合は、学校で検温及び健康観察を実施する。

c　登校後に発熱等の風邪症状がみられる場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ（早退）、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する（出席停止）。

d　早退等緊急時の保護者連絡先及び早退方法を確認しておく。(可能な限り、公共交通機関の利用を避ける。)

e　同居の家族の健康状態の確認及び、家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないよう協力を依頼する。(出席停止)

（イ）保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

保護者の事情をよく伺い、学校の感染症対策について説明する。その上で、保護者の考えに合理的な理由があると判断する場合は、欠席としない（出席停止）などの柔軟な取扱いを検討する。

（ウ）発熱等の風邪症状で登校できなかった生徒の登校再開の判断

基本的には以下のとおりであるが、必要に応じ学校医等に相談して対応する。

a　感染経路不明の感染者が多発しているような地域においては、熱が下がった後も一定期間自宅にとどまっていただくような対応を検討する。

b　感染経路の不明な感染者がいないような地域においては、一時的な発熱の後、他に症状もないような場合、健康観察を徹底し、登校させるようにする。

c　当該児童生徒がＰＣＲ検査等を受け陰性となった場合、保健所等からの助言を踏まえ、登校の可否について判断する。

◇文部科学省ホームページ「教育活動の実施等に関するＱ＆Ａ［２月１９日更新］
②感染者が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応に関すること　問１、問２　参照

ウ　学校で発熱等の体調不良を確認した場合の対応

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」（2020.12.3 Ver.5）　P23　参照

◆相談センター等に相談する目安

○　息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

○　重症化しやすい方※で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※　高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

○　上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

※　症状が４日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様とする。

◆体調不良者への対応具体例

○　体調不良者が声を上げやすい雰囲気作りを行う。

○　教職員は、毎時間ごとに健康観察を行い、体調不良者の早期発見に努める。

○　体調不良者を把握した際には、保健室にインターホン等で連絡をしたうえで、その後の対応を確認する。

○　生徒には、体調不良者の付き添いをさせない。
○　応急処置にあたる養護教諭・教職員は、感染により注意して対応にあたる。(必要に応じて、手袋・ガウン・フェイスシールド・防護メガネ等を活用することも検討する。)

(2) 集団感染のリスクへの対応

ア　マスクの着用

(ア) 学校教育活動においては、児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用する。

ただし、次の場合には、マスクの着用について弾力的に対応する。

a　十分な身体的距離（１m以上）が確保できる場合

b　気温、湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日

＊　熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため

c　体育の授業（Ⅲ-1-7 参照）

＊　体育の授業において、身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ないが、運動活動以外の際や呼気が激しくならない軽度な運動の際は、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合は、マスクを着用すること。

(イ) 特に近距離での会話や発声時、公共交通機関利用時はマスクを着用させる。

※　熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してください。

◆（参考）フェイスシールド・マウスシールドの活用について

フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされている。フェイスシールドはしていたがマスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があったことなども踏まえ、感染症対策として、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとるようにする。

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられるが、この場合には身体的距離をとりながら行う。

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2020.12.3 Ver.5)　P41～42　参照

イ　「３つの密」の回避の徹底

（ア）換気の悪い密閉空間は避ける　⇒　換気の徹底（常時換気）

a　気候上可能な限り、常時、対角の窓を同時に開ける

※　常時換気の場合、全ての窓を全開とするより、対角の窓・戸を開けることが有効。

※　開ける幅は、二酸化炭素濃度が常時 1500ppm 以下であることを指標とするなど、その教室にあった開け幅を検討する。

※　難しい場合は 30 分に１回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にする。

b　エアコン・暖房の使用時も換気を行う

c　環境衛生に関しては、必要に応じて学校薬剤師に相談して指示を仰ぐ

d　冬季においては、室温低下による健康被害が生じないよう、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

◆（参考）機器による二酸化炭素濃度の計測

○　適切な換気ができているかの確認するため、二酸化炭素濃度を指標とする方法がある。

○　学校環境衛生基準では、1500ppm 以下であることが規定されている。

○　温度・湿度が確保されつつ適切な換気を行われているかを定期的に確認する

○　昼食時には換気を強化するなど、児童生徒の活動の態様に応じた換気をする。

※　政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店の場合には、1000ppm 以下が望ましいとされている。

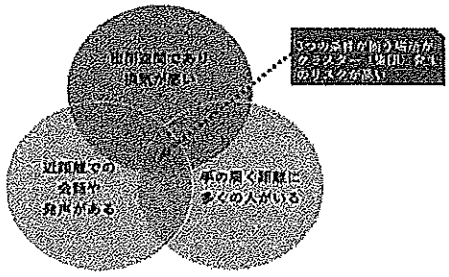
（イ）多くの人が密集する場所を作らない　⇒　身体的距離の確保

※　１ｍを目安に最大限の間隔をとること。マスクの着用と換気の徹底を組み合わせて行うこと。

a　不必要な身体接触を避ける
（握手や手つなぎ、ハイタッチ等）

b　並び方や座席の配置等を工夫

c　学年集会などにおいても、身体的距離を確保する
（広いスペースが確保できる場所）



集団発生のリスクを高めること（3密）を避ける
＊1つ1つの条件が発生しないように。

（ウ）近距離での会話や発声などの密接場面を作らない

a　昼食時は、対面にならないようにする

b　廊下や階段においての接触を避けるため、校舎内の通行方法（左側通行など）を定める

c　来校者に対しては、密接場面とならないよう工夫する

ウ　手洗いの徹底

流水と石けんによるこまめな手洗いの励行

（ア）手洗いのタイミング

⇒　登下校時、外から教室に入るとき、トイレの後、給食（昼食）の前後、咳やくしゃみ、鼻をかんだとき、掃除の後、共有の物を触ったとき　等

（イ）手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない

（ウ）手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に補助的に用いる。

（基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する。）

※　石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどの配慮をする。

（3）重症化リスクの高い児童生徒等への対応

ア　医療的ケアを必要とする、又は基礎疾患等がある児童生徒等

（ア）医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）

医療的ケア児の中には、呼吸の障害がある者もおり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断を行う。その際、学校での受け入れ態勢も含め、学校医にも相談する。

（イ）基礎疾患等がある児童生徒等

基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断を行う。

イ　登校すべきでないと判断された場合の出欠の取扱い

主治医等の見解により、登校すべきでないと判断された場合、「非常変災等児童生徒等又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

2　校内の環境衛生管理　【保健体育課①】

（1）清掃・消毒

消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、下記の「ア　普段の清掃・消毒のポイントについて」を参考としつつ過度な消毒とならないようにする。

ア　普段の清掃・消毒のポイントについて

（ア）清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。

（イ）床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。

※　特別支援学校等で、児童生徒を床やカーペットに寝かせる必要がある場合などは、日常の清掃に加え、必要に応じて入念な清掃・消毒を行うことも考えられる。

（ウ）机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ない。

※　衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。

（エ）大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は１日に１回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。

また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。

（オ）トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。

（カ）器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行う。

イ　消毒の方法等について

（ア）物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）0.05％の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用する。

（イ）消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らない。

（ウ）換気を十分に行う。

（エ）人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧しない。

ウ　感染者が発生した場合の消毒について

（ア）児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行う。

その際、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当

該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05％の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにする。

（イ）トイレについては、消毒用エタノールまたは0.1％の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒する。

（ウ）特別な場合を除き、業者を入れて施設全体の消毒を行う必要はない。

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」（2020.12.3 Ver.5） P32（参考）消毒の方法及び主な留意事項参照

（２）校舎内のゾーニング

ア　廊下や階段においての接触を避けるため、校舎内の通行方法（左側通行など）を定めること。

イ　検温等を未実施の児童生徒には健康観察を実施し、検温及び健康観察を行う場所は、専用の部屋を用意することが望ましい。

ウ　体調不良者の使用するトイレは、専用とすることが望ましい。

◆保健室について

○　保健室は、体調不良者のほか、外科的な応急処置、健康相談、保健指導等を行う場である。保健室の機能を維持できるよう、新型コロナウイルス感染症が疑われる児童生徒・教職員の対応は、専用の部屋を用意することが望ましい。

○　専用の部屋を用意することが難しい場合は、保健室内を可動式パーテーションで区切る・入口を分けるなどして対応を行う（ゾーニング）。

○　健康相談・保健指導は時間を指定して実施することも検討する。

（３）来校者への対応

ア　来校者に対しては、必ず窓口である事務室で氏名や来校時間、連絡先等を記入させること。

イ　来校者の待機場所は、身体的距離を確保できるよう工夫をすること。

ウ　主に事務室の対応となるため、次に示す例を参考に検討すること。

◆事務室の工夫例

○　飛沫感染防止のため、カウンターをビニールシート等で仕切る。

○　事務職員はマスク着用で対応する。

○　来校者が利用できるよう、窓口に手指用消毒液を用意する。

○　窓口カウンターを、定期的に消毒する。　　等

3　組織体制の整備　　【保健体育課①】

（1）教職員で情報交換を行い、共通理解を図るとともに、緊急時の連絡体制を確認しておくこと。

（2）学校医及び学校薬剤師と連携した体制を整えること。

Ⅱ　授業の遅れに対する学習保障について

１　今後の学校全体及び学年単位の臨時休業等における授業時数の確保

【高校教育指導課①・特別支援教育課】

今後、学校全体や学年単位で臨時休業（以下「臨時休業等」という。）が行われた場合は、学習保障の観点から、各学校の状況や学校が課した家庭学習等の状況を踏まえ、長期休業の短縮、学校行事等の精選、時間割編成の工夫等により、授業時数を可能な限り回復すること。なお、確保する授業時数を考える際には、臨時休業等の期間に学校が課した家庭学習を踏まえること。

また、学級閉鎖や一部の生徒が出席停止になった場合、他の学級や生徒との間で学習の遅れが生じることがないようにすること。

ＩＣＴを積極的に活用した学習における組織体制づくりに校内全体で取り組み、ＩＣＴによる家庭における学習支援を行うこと。

特別支援学校については各学校の状況や児童生徒の障害の状況を踏まえて対応すること。併せて児童生徒の健康面にも十分配慮すること。

なお、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習保障について（通知）」（令和３年３月３０日教高指第２３５５号）に基づき、

該当児童生徒に対し、一定の要件を満たすオンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した「特例の授業」として記録すること。

◇令和３年３月３０日付け教高指第２３５５－１号
「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない生徒の学習指導について(通知)」

（１）時間割編成の工夫による確保

期末考査後等における授業の実施について検討すること。

（２）各種学校行事等の延期・中止による確保

ア　文化祭や球技大会の中止や規模の縮小等を検討すること。

イ　開校記念日における授業の実施について検討すること。

（３）長期休業の短縮による確保

長期休業日について、変更がある場合は、県立学校人事課学事・働き方改革担当まで報告すること。

2　家庭学習による学習保障　　【ＩＣＴ教育推進課・高校教育指導課①②】

県立学校の関係者に新型コロナウイルス陽性者が発生するなど、県内外の感染状況をみると、今後は臨時休業等に伴い登校できない生徒の学びを継続させるための校内体制の確立が不可欠である。

各学校の状況により、準備する内容や計画は異なるが、陽性者が確認された場合を想定し、下記の点に留意すること。

（１）休業中の生徒に学習保障を行うための準備として、学習課題等を課すために生徒用アカウントを整えること。

（２）学習課題については、指導計画等を踏まえ、教科書に基づくものとなるよう工夫すること。

（３）学習課題を課す際は、生徒への負担が過重にならないように校内でよく調整し、計画的に行うこと。プリント等の配布については、感染対策のため時差を設ける等の配慮をすること。また、オンラインやＩＣＴを活用した課題については、各家庭のネットワーク環境や端末、プリンター等の保有状況に留意すること。

（４）特定の分掌や個人に過度な負担がかからないよう、組織的に役割を分担すること。

（５）学校全体や学年単位での臨時休業の他、学級閉鎖や一部の生徒が出席停止になるなど、今後様々な状況が生じることを想定し、ＩＣＴの活用等、学習の方法を検討しておくこと。

（６）該当生徒の学習に遅れが生じないよう、授業で使用するプリントや授業の動画、画像（板書計画）等を提供したり、現在あるＩＣＴ環境を最大限活用し、動画配信や双方向型オンラインシステムを活用したりすることを準備しておくこと。

（７）オンライン学習推進のための訪問支援（ＩＣＴ教育推進課・総合教育センター）を各学校の必要に応じ積極的に活用すること。（詳細は令和２年７月２０日付け教高指第７３３号参照）

（８）インターネットにアクセスできる環境がない家庭については、ＬＴＥタブレット等を貸し出す準備をしておくこと。（詳細は令和２年８月１１日付け事務連絡参照）なお、通信費に関しては家庭負担となるので、適宜家庭においてＳＩＭカード（プリペイド式等）等を用意いただく必要がある旨をに予め周知すること。

（９）登校再開後に学習の定着が不十分である場合には、補習や追加の家庭学習を適切に課すこと。

(10) 臨時休業等が行われた場合の留意点について、次のページに「チェックリスト」としてまとめたので、参考にすること。

【参考】

学習保障に関するチェックリスト

□１　必要な臨時休業等の期間や濃厚接触者及びＰＣＲ等検査対象者を確認したか。
□２　登校できない生徒の実施できない教科・科目の授業時数を確認したか。
□３　学習課題等を課すために、グループウェア等の活用のための生徒用アカウントの準備と周知が整っているか。
□４　家庭学習に必要な教材等が手元に揃っていることを確認したか。
□５　生徒のＩＣＴ環境の状況に応じ、インターネットにアクセスできる環境がない家庭については、タブレット等を貸出する手配を検討したか。
□６　課題の内容は指導計画を踏まえ、教科書及びそれと併用できる教材に基づいたものになっているか。
□７　学習課題を課す際には、生徒への負担が過重にならないように校内でよく調整した上で、各家庭のネットワーク環境や端末、プリンターの保有状況等に配慮したか。
□８　授業で使用するプリントや授業等の動画や画像等を、グループウェアへアップロードする等の活用を検討したか。
□９　オンライン学習推進のための訪問支援（ＩＣＴ教育推進課・総合教育センター）の活用を検討したか。
□10　課題の提出方法や提出期限について確認したか。（インターネットの活用等）
□11　提出された課題の評価への反映について確認したか。
□12　学習の定着が不十分である場合、登校再開後に補習や追加の家庭学習を適切に課したか。
□13（学校全体、学年単位を臨時休業にする場合）実施できなかった授業時数を確認し、様々な工夫により、授業時数を可能な限り確保したか。
□14（学級単位、部活動など学年や学級を越え複数人が登校できない場合）他の学級や生徒との間で学習の遅れが生じることがないように、課題や授業動画配信、双方向オンラインシステムを活用した授業等を行っているか。

◇令和２年４月２３日付け教高指第２１６号「新型コロナウイルス感染症対策に係る今後の臨時休業への対応について（通知）」
◇令和２年６月１８日付け教高指第４８３号「『県立学校版　通常登校に向けたガイドライン（新型コロナウイルス感染防止対策）Ver.２』等の送付について（通知）」別添資料「学びの保障」総合対策パッケージ
◇令和２年７月２０日付け教高指第７３３号「臨時休業等に備えた家庭における学習保障の取組について」
◇令和２年８月１１日付け事務連絡「県立学校のＩＣＴ環境整備について（通知）」
◇令和２年１２月２日付け教高指第１５９６号「『県立高校版ＩＣＴ教育ガイドライン』の送付について」
◇令和３年３月１０日付け教高指第２２７５号「生徒用アカウントの作成について（通知）」

３　オンライン学習の活用　　【ＩＣＴ教育推進課・高校教育指導課①②】

今後、分散登校等を想定し、感染状況に応じて登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施できるよう、各学校においてはオンライン学習等の準備を進めること。

オンライン学習に向けてあらかじめ行う準備としては、上記２の（１）を踏まえ生徒用アカウントの周知を速やかに行うこと。

オンライン学習の方法としては、動画共有サイト（YouTube 等）に限定公開でアップロードするほか、YouTube や Google Meet 等のビデオ会議システムのライブストリーミング機能を活用して、同時的に授業の様子を中継したり、授業の様子を録画してオンデマンドによる学習動画の配信をしたりすることが考えられる。

ただし、ライブストリーミングは大容量の通信を必要とすることから、必要に応じて活用を検討すること。

また、授業等において、３密の機会を減らす工夫として、整備されたＩＣＴ環境を最大限活用すること。

Ⅲ－１　教育活動上の留意点について（中学校・高等学校）

１　登下校　【高校教育指導課①】

（１）　公共交通機関を利用する際、マスクを着用し、会話を控えるよう指導すること。

（２）　登下校後は、顔をできるだけ触らずに、速やかに手を洗うよう指導すること。

（３）　家庭、地域、関係機関（警察等）との連携・協力による登下校指導や、交通安全指導の実施を検討すること。

（４）　登下校時は飲食等をせずに速やかに移動するよう指導すること。

（５）　電車・バス等による登下校の過密状態を極力避けるため、必要に応じて始業時刻の繰り下げを行うこと。

（６）　始業時刻の繰り下げを行った場合においても、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数を確保すること。

2　各教科等の指導　　【高校教育指導課①③・保健体育課②】

（1）全体に関する内容

ア　「接触」「密集」を避けるとともに、「近距離での活動」「向かい合っての発声」についても、特に必要な場合以外は控えること。

イ　グループや少人数等による話合い活動は、必ずマスクを着用させるとともに、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどの工夫を行うこと。

ウ　屋内で活動する際には換気を徹底すること。

エ　共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒したり、使用する前後で手洗いを徹底するよう指導すること。

オ　外部の専門家等による講義などについては、実施形態や実施時期を考慮するとともに、講師の健康状態の把握や感染防止対策を行うこと。

カ　各教科等の指導については、感染拡大防止の観点からリスクの高い学習活動の実施について、慎重に検討すること。

（2）個別の教科・科目実施上の留意点

ア　理科：実験

（ア）生徒が密集することがないようにすること。

（イ）マスクの着用や、実験前後の手洗いを徹底すること。

イ　家庭：調理実習

（ア）衛生管理を徹底し、生徒が密集することがないようにすること。

（イ）マスクの着用や、手指及び調理器具のアルコール消毒を適切に実施すること。

（ウ）試食は対面にならないように配置すること。

ウ　音楽：歌唱や管楽器の演奏

（ア）身体的距離を確保し、向かい合う配置は避けること。

（イ）歌唱の際はマスクの着用を徹底すること。

（ウ）楽器や楽譜、プリント類の共有を避けること。

◇令和２年１２月１０日付け教保体９９９－１号及び１２月１１日付け教保体第１０２０号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」

エ　保健体育：

（ア）事故防止の観点から健康診断の予定や健康調査票による健康状態の確認ができる時期を考慮し、年間指導計画における各領域の時間数と内容を適切に見直すこと。

（イ）生徒の既往症などについて、主治医や学校医ともよく相談すること。

（ウ）生徒の体力や健康状態を毎時適切に把握すること。

（エ）「生徒同士が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運

動」等、感染リスクが高いと考えられる運動の実施について慎重に検討すること。

（オ）生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体接触、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動について、適宜見直すこと。

（カ）集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とする。また、特定の少人数（２～３人程度）での活動を実施する際は、十分な距離を空けて行うこと。

（キ）器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」（2020.12.3 Ver.5） 参照

（ク）領域ごとの指導内容については、令和２年５月２０日付け教保体第２３６号「学校再開後の体育科・保健体育科の指導内容の例について」及び令和２年１０月８日付け教保体第７７６号「今年度の体育における学習活動の取扱いについて」、令和３年３月３０日付け教保体第１４２７号「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」を参照すること。

◇令和３年３月３０日付け教保体第１４２７号「コロナ禍における体育、保健体躯の教師用資料について」

（ケ）体育の授業において、身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ないが、運動活動以外の際や呼気が激しくならない軽度な運動の際は、可能な限りマスクを着用すること。

（コ）生徒自身が、感染防止の観点から、マスクを着用することに対して、否定しないこと。

◇令和２年５月２１日付け教保体第２５２号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）」を参照

（サ）水泳については、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、密集・密接の場面を避けるなど、感染リスクへの対策を講じるとともに、事故防止を徹底すること。

◇令和３年４月１２日付け教保体第９７号「学校の水泳授業における感染症対策について（通知）」を参照

（シ）可能な限り屋外での学習とする。体育館や武道場等で実施する場合は、窓や扉を開放して、十分な換気を行うこと。

（ス）授業終了時に手洗い、うがいの時間を確保すること。

（セ）中学校『保健分野』、高等学校『保健』において、感染症の予防についての内容をできるだけ早期に取り上げること。また、 感染症に関する授業において、生徒自身に学校の実状等を踏まえた約束事つくり等ができるように、内容の工夫を検討すること。

（ソ）感染の不安から実技を行うことを希望しない生徒については、無理に行わせないこと。

（３）専門教科等実施上の留意点　　【高校教育指導課③】

ア　専門教科等においては、実習等が比較的多いことから、そうした実習等を行う場合は、換気や衛生管理を適切に行い、多くの生徒が密集しないように配慮すること。

イ　食品製造実習については、健康観察や換気及びマスクの着用、機器の消毒等の衛生管理、生徒間の距離を保つなどの対策を徹底すること。

【参　考】

「食品産業事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」（農林水産省ホームページ）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-24.pdf

農業事業者・漁業事業者向け

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

◇令和２年９月７日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するＱ＆Ａについて（一部更新）」

（４）学習評価

ア　家庭学習の評価

教科・科目等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、生徒が家庭等で取り組んだプリントやＩＣＴを活用した学習の成果を適切に把握し、学習評価に反映できるよう工夫すること。

イ　各学期の評価

臨時休業等により登校できない期間の家庭学習や登校再開後の学習の成果、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、総合的に判断した上で評価すること。

（５）各学年の課程の修了及び卒業の認定等

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない状況にあった生徒について、単位の履修と修得、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。

◇令和３年３月９日付け教高指第２１４９号「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）」

3　昼食　【保健体育課①・高校教育指導課①】

（1）食事前後の流水と石けんによる丁寧な手洗いを徹底させること。
（2）飛沫が飛び散らないような座席の配置（対面にならない等）を指導すること。
（3）配膳・食事中は会話を控えるよう指導すること。
（4）食事後の歓談の際は、必ずマスクを着用すること。
（5）食堂等の衛生管理を徹底すること。

4　休み時間・放課後　【高校教育指導課①・保健体育課①】

（1）教室や廊下等の窓を開放し、十分な換気を行うこと。
（2）必要のない他の教室や他学年のフロアには行かせないこと。
（3）外から教室に入るときやトイレの後などに流水と石けんによる丁寧な手洗いを徹底させること。
（4）会話をする際は一定の距離を保ち、互いの体が接触するような行動は行わせない。

5　図書館　【高校教育指導課①】

（1）利用前後には、流水と石けんによる丁寧な手洗いを徹底させること。
（2）生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫し、密集させないよう配慮すること。

6　清掃活動　（Ⅰ－2参照）　【保健体育課①・高校教育指導課①】

（1）換気の良い状況で、マスクをした上で行うこと。
（2）短時間で終了できるように工夫すること。
（3）終了後は流水と石けんによる丁寧な手洗いをするよう指導すること。
（4）体調不良者用の部屋及びトイレは、生徒には清掃させないこと。

7　学校行事　　【高校教育指導課①・保健体育課②】

「３つの密」の回避を徹底できない場合は実施しないこと。ただし、学校行事やそれに関するＬＨＲ指導は、生徒の人格形成や主権者教育の推進を図る上で重要な意義があり、「心のケア」を図る上でも生徒同士の人間関係づくりは大切な取り組みであることを踏まえ、創意工夫すること。

なお、各学校行事を計画する際は、実施時期や開催方法等について、目的や感染拡大防止の観点を踏まえた上で計画すること。また、今後の感染状況等により急な変更や中止をせざるを得ない場合があることを想定しておくこと。

（１）全校集会や学年集会等

全校生徒が体育館等に一堂に会して行う各種集会・行事等の実施にあたっては、３つの密の状況が生じないよう換気を十分確保し、身体的距離を確保するなど、感染防止対策を徹底すること。

（２）文化祭

ア　感染拡大防止の観点から、実施時期、内容、方法等を検討すること。

イ　不特定多数の人が来場する「一般公開」は実施しないこと。

ウ　在校生の保護者等に対する公開の有無やその範囲（人数）については、各学校で判断すること。なお、保護者等に対する公開をする際は、来場者の把握方法や入場方法、健康観察方法（検温）等を、各学校において感染防止の観点から適切に定めること。

エ　個々の企画においても、感染防止対策を徹底すること。なお、換気が保てず、身体的距離が確保できない性質の企画は実施しないこと。

オ　調理を伴う飲食物を他の生徒等に提供することは実施しないこと。

カ　袋入りの食品や飲料等の販売については、例えば、マスク及び手袋の着用、飲食スペースの座席の間隔、パーテーション、消毒、マスク会食、換気の徹底、手洗い場所の確保など、感染防止対策を徹底すること。

（３）体育祭等

ア　感染拡大防止の観点から、実施時期、内容、方法等を検討すること。

イ　不特定多数の人が来場する「一般公開」は実施しないこと。

ウ　在校生の保護者等に対する公開の有無やその範囲（人数）については、各学校で判断すること。なお、保護者等に対する公開をする際は、来場者の把握方法や入場方法、健康観察方法（検温）等を、各学校において感染防止の観点から適切に定めること。

エ　熱中症の恐れがある場合を除き、可能な限りマスクを着用しての活動となるように内容を工夫する。

オ　練習や準備の段階から感染防止対策及び熱中症対策を徹底すること。

カ　生徒の健康観察・体調確認を実施し、発熱や風邪症状等がある生徒が参加しないよう徹底すること。

（4）芸術鑑賞会等

ア　感染防止対策を徹底した上で実施すること。

イ　学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議すること。また、参加人数等については県の対処方針の基準に従うこと。

（5）遠足など、泊を伴わない校外行事

実施する場合においては、行事の目的、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。

（6）修学旅行（国内）など、泊を伴う校外行事（ただし、部活動等を除く）

実施の可否については、下記の点を踏まえ、旅行業者との契約を確認の上、十分に協議し、キャンセル料等の保護者負担に配慮した上で、学校において適時に判断を行うこと。

なお、その際、保護者等の十分な理解に努めること。

○　目的地等の状況

○　現地の医療体制等

○　生徒の心情等

○　実施時期

ア　実施を検討する際は、「旅行関係業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（一般社団法人日本旅行業協会等作成）等を参考に、関係機関と十分な打ち合わせを行うこと。

イ　現時点でキャンセル料の予算措置の見込みはないので留意すること。

（7）修学旅行（国外）、海外派遣研修、海外交流機関の受入など

実施期間に、派遣先、交流先である国や地域が外務省の海外安全情報で「感染症危険情報レベル２（不要不急の渡航は止めてください。）」以上あり、かつ、下記の４つの条件のうち１つでも該当する場合は渡航を中止すること

ア　派遣先、交流先である国や地域において、日本からの渡航者・日本人に対する入国禁止措置が取られている。

イ　派遣先、交流先である国や地域において、入国後の行動制限措置が取られている。

ウ　派遣先、交流先におけるプログラムにおいて、感染症対策が万全に講じられているとは認められない。

エ　再入国時に、日本国内において待機期間が生じる。

なお、詳細は令和３年３月３０日付け教高指第２３６５号「生徒の海外派遣研修等・留学・海外交流機関の受入に係る対応について（通知）」を参照すること。

◇令和２年１０月１６日付け事務連絡「修学旅行等の学校行事におけるバスの利用について」
◇令和３年４月６日付け教高指第６７号「令和３年度における修学旅行等の実施に向けた配慮について」

8　部活動　　【保健体育課②・高校教育指導課①】

～まん延防止等重点措置期間の対応～

（1）基本的な考え方

感染・事故防止の対策を徹底した上で、活動を行うものとする。

なお、部活動は生徒の自主的・自発的な活動であり、感染リスクが収まっていない時期の活動であることを十分に理解し、感染防止も含め生徒の安心・安全の確保を最優先とした活動とする。

（2）具体的な進め方

ア　活動日数及び１日当たりの活動時間等

- 「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」及び各学校の方針に基づく活動とするが、各地域の感染状況等を慎重に検討し、活動内容や時間等は必要最小限のものとする。
- 泊を伴う活動は、高等学校体育連盟・高等学校野球連盟・高等学校文化連盟及び各中央競技団体や連盟が主催する大会や発表会に参加する場合のみとし、校内合宿についても行わない。

イ　活動条件

主な追加項目をゴシック体で記している。

【活動全般】

- 活動中も含めて生徒の健康観察を徹底し、体調のすぐれない生徒の活動は見合わせる。
- 感染の不安を感じている生徒に参加を強要しない。
- 活動状況については、管理職が責任を持って把握する。
- 活動内容については、保護者や生徒と情報共有する。
- **熱中症の恐れがある場合を除き、可能な限りマスクを着用しての活動となるように内容を工夫する。（指導者は、熱中症の恐れがある場合を除き、マスク着用を必須とする。）**
- **飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）は原則として行わない。ただし、大会や発表会への出場にむけて、事故防止の観点からこれらの活動を行う必要がある場合は、感染対策を徹底した上で、最小限の活動とする。**
- **練習内容について、各中央競技団体及び各連盟からガイドライン等が出されている場合は、遵守する。**
- 体育館等を使用する場合の部の入れ替えについては、生徒の集合時間等を考慮し、生徒の入れ替えの時間を十分に確保する。また、部室棟や廊下等に大人数の生徒が滞留することがないように留意する。屋外においても、密集・密接とならないよう、見学等を含めた活動人数や場所の確保に配慮する。
- **食事は、会話を控え適切な距離を確保する。**

・　その他の指導内容等については、『県方針』及び最新の『県立学校版新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン』を遵守する。
・　時差通学を行っている如何に関わらず、登下校時の密を避ける趣旨や生徒の健康面等に鑑み、朝練習は行わない。

【活動前】
・　体育館等の屋内で活動する場合は、扉や窓を全開するなどして換気を徹底する。
・　一度に活動する人数を可能な限り少なくする。
・　屋内施設で活動を行う場合は、原則１会場（例：バスケットコート１面）につき１競技とし、体育館を複数の部で使用する場合は、人の行き来をしないよう、ネット等で分割すること。
・　部室の使用は原則禁止とし、短時間の更衣及び用具の出し入れのみとする。（一度に入室する人数を制限する）

【活動中】
・　休憩時等の手洗いを徹底する。
・　休憩時や待機時のマスクの着用を徹底する。
・　タオルの共用はさせない。
・　用具の消毒等を徹底する。

【活動後】
・　活動終了後は、寄り道せずに速やかに帰宅することを徹底する。

9　身体測定・健康診断　　【保健体育課①】

◇文部科学省ホームページ「教育活動に関する実施等に関するＱ＆Ａ［8月２０日更新］」
①学校における感染症対策に関すること　問３　参照

（１）児童生徒の定期の健康診断（以下、「健康診断」」という。）は、毎学年、６月３０日までに実施することとされている（学校保健安全法施行規則第５条）。
令和３年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

（２）健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施すること。

（３）健康診断を延期する場合は、保護者に周知し、理解を得ること。

（４）特に心臓や腎臓等の疾患・結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられる。

※　体育の授業や体育的行事に生徒が参加する場合は、健康診断が未実施の可能性があるため、生徒の既往歴の確認や日々の健康観察を徹底し、事故防止に努めること。

（５）健康診断を実施する場合は、下記の実践事例を参考にするなどし、「３つの密」が同時に重ならないよう注意する。

【３密を避ける例】

- 生徒及び健康診断に関わる教職員については、事前の手洗いや咳エチケット等に努める。
- 部屋の適切な換気に努める。
- 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにする。
- 会話や発声をできる限り控えるよう児童生徒等に指導する。
- 日程を分けて実施等、学校の実情に応じて工夫・実施する。
- その他、検査に必要な器具等を適切に消毒する。（日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」を参照）

◆ 健康診断実施例

○ 事前の準備

・ 事前の保健調査票を充実させるなどして、効率よい健康診断の実施を心がける。

・ 事前に生徒、保護者への指導資料の作成、配布。(健診前後の手洗い・間隔をあけて並ぶ。健診当日の健康観察等)

・ 校医用の手指消毒用アルコール、マスク、防護メガネ(フェイスシールド)、手袋、ガウン等を、可能な範囲で準備しておく。

・ 視力検査時、遮眼器を使用する場合は必ずアルコールで消毒する。黒い画用紙を切ったものを各自持たせるなどの対応も考えられる。

・ 生徒の待機位置(並ぶ位置)が明確になるよう、床にテープを貼っておく。

・ 健診会場の確保、校内動線の確認、周知。

○ 健診当日

・ 生徒及び教職員の健康状態の確認を徹底する。体調が良くない場合は、受診せず帰宅させるなど適切な措置をとる。学校医、学校歯科医、健診補助者の体調についても確認する。

○ 事後の対応

・ 使用後の健診器具の片づけ・消毒は、手袋をして行い、終了後は手洗いを十分に行う。

・ 会場の換気を十分に行う。

10　学校説明会等の中高連携　【高校教育指導課②】

（1）「３つの密」を避けるため、必要な対策を取るとともに、学校説明会を工夫して実施すること。また、中学校訪問に当たっては感染防止上の観点から縮減又は中止を検討すること。なお、出前授業の実施については原則受け入れを見合わせることを踏まえて対応すること。

（2）参加者には、事前の健康観察など十分な感染症予防を依頼した上で実施すること。

（3）学校説明会に参加できなかった保護者・受検生に対して、学校の概要が伝わるよう、オンラインの活用や、ホームページでの情報発信を工夫すること。

（4）各県立高校の学校説明会等の一覧を県立総合教育センターホームページに掲載する。中止や日程等に変更がある場合は、高校教育指導課学びの改革担当（a6760-03@pref.saitama.lg.jp）まで連絡すること。

Ⅲ－２　教育活動上の留意点について（特別支援学校）

【特別支援教育課・保健体育課①②】

１　登下校

（１）スクールバス

ア　運行業者への換気や消毒の依頼

運行業者に対し、県教育委員会よりマスクの着用、手洗い、うがいの励行、運行前後の車内消毒の徹底、安全面を確保した上での換気等の感染拡大防止対策を適切に実施するよう依頼している。

イ　特に学年閉鎖や一部臨時休業等になった場合は、乗車予定の児童生徒が変動するため、乗車する児童生徒の氏名を正確に運行業者へ連絡する。

ウ　スクールバス乗車前には、あらためて健康観察を行うよう保護者に依頼する。

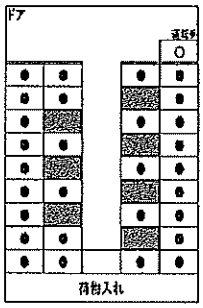
エ　乗車前に発熱等の体調不良がみられた場合は、スクールバスに乗車できないことについて、事前に保護者の理解を得ておく。

オ　スクールバスの座席配置の工夫

乗車する児童生徒の実態を踏まえた上で、下記の図を参考に各バス便に乗車する児童生徒数を考慮し、可能な限り間隔を空けた座席配置を工夫する。スクールバスの増車が認められた学校は過密が緩和されるよう運行の工夫を検討する。

■中型バス（３７人定員）乗車率約８０%の乗車イメージ

① 通路側席は、児童生徒同士が密着することを防ぐため、交互に空席を設ける。
② 窓側席は、窓を開け換気を行うことが可能であるため、空席を設けない。
③ 最前列席は、乗車口があり前面の空間が確保できるため、空席を設けない。



カ　スクールバスの乗車に不安を感じる保護者については、保護者等による送迎についても柔軟に対応する。

キ　スクールバス乗車中は、できるだけ会話を控える、マスク着用を促すなどの感染予防についてあらかじめ指導しておく。

ク　校門や昇降口等での密集が起こらないよう、例えば、安全面を確保した上でスクールバス到着・下車時刻を可能な範囲で分散させるなどの工夫をする。

（２）時差通学

ア　公共交通機関を利用する児童生徒の多い学校において、地域の公共交通機関の混雑の状況により通勤時間帯を避けた登校時間の設定もできるものとする。

ただし、まん延防止等重点措置の適用期間中は、県立特別支援学校の職業学

科及び高校内分校については、電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、生徒の通学方法等、学校の実情に応じて、始業時刻の繰り下げを行うこと。始業時刻の繰り下げを行った場合は、学習の遅れが生じないように丁寧に対応すること。また、県立特別支援学校の職業学科及び高校内分校以外の県立特別支援学校において、公共交通機関を利用している児童生徒については、地域や学校の状況、障害の実態を踏まえて対応すること。

イ　家庭、地域、関係機関（警察、最寄り駅等）に対し、時差通学の実施や例えば通学時に周囲の物に触れる機会が多い視覚障害などの障害特性について情報提供を行これら関係機関等と連携・協力した登下校指導や、必要に応じて交通安全指導の実施を検討する。

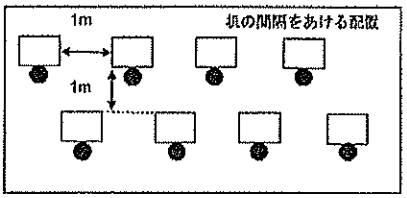
2　各教科等の指導

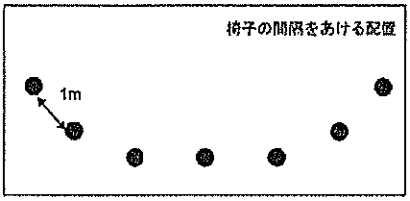
（1）全体に関する内容

ア　教員と児童生徒や児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導などについて、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施する。

イ　教室内での身体的距離の確保

（ア）下の図を参考に可能な限り１ｍを目安に学級内で最大限の間隔をとるよう座席配置を工夫する。





（イ）身体的距離を保てる人数での活動を基本とし、グループ等の活動においてもできる限りの少人数での活動とする。その他、密集や近距離での活動にならないよう配慮する。

ウ　可能な限り、常時２方向の窓を開放する。休み時間や放課後には、教室や廊下等の窓を開放し十分な換気を行う。エアコン使用時も状況に応じて適宜換気を行う。

エ　教員・児童生徒は、障害の状況に応じて可能な限りマスクまたはフェイスシールドを着用する。指導上着用が困難な場合には、例えば透明なビニールや衝立などの活用を検討する。

オ　共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒し、使用する前後で手洗いを徹底させる。

カ　外部人材を活用する際には、検温や風邪症状など体調に関する健康の把握や感染防止対策を行うこと。

キ　各教科等の指導については、以下に示す活動を含め、感染拡大防止の観点から、リスクの高い学習活動を行わないなど、単元の内容や順序を一部変更して行うなど工夫すること。

（2）個別の教科等

ア　生活単元学習及び家庭等における調理実習について

実施にあたっては、飛沫が飛ぶことを防ぐ、一定の距離を保つ、長時間の密集状態を避ける、共用の教材・教具の使用前後の適切な消毒や手洗い、試食は可能な限り対面にならないようにするなど感染症対策を講じること。

イ　音楽における歌唱や管楽器演奏について

実施にあたっては、飛沫が飛ぶことを防ぐ、近距離にならないよう一定の距

離を保つ、向かい合わないように配置する、長時間の密集状態を避ける、楽器や楽譜などの共用は避けると共に使用前後の適切な消毒や手洗いの実施、換気など感染症対策を講じること。

◇令和２年１２月９日付け教保体第９９９号「学校における感染防止対策の更なる徹底について（通知）」
◇令和２年１２月１１日付け教保体第１０２０号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」

ウ　保健体育について

（ア）事故防止の観点から健康診断の予定や健康調査票による健康状態の確認ができる時期を考慮し、年間指導計画における各領域の時間数と内容を適切に見直すこと。

（イ）児童生徒の既往症などについて、主治医や学校医ともよく相談すること。

（ウ）児童生徒の体力や健康状態を毎時適切に把握すること。

（エ）「児童生徒同士が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」等、感染リスクが高いと考えられる運動の実施について慎重に検討すること。

（オ）児童生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体接触、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動について、適宜見直すこと。

（カ）集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とする。また、特定の少人数（２～３人程度）での活動を実施する際は、十分な距離を空けて行うこと。

（キ）器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」（2020.12.3 Ver.5）参照

（ク）領域ごとの指導内容については、令和２年５月２０日付け教保体第２３６号「学校再開後の体育科・保健体育科の指導内容の例について」及び令和２年１０月８日付け教保体第７７６号「今年度の体育における学習活動の取扱いについて」、令和３年３月３０日付け教保体第１４２７号「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」を参照すること。

◇令和３年３月３０日付け教保体第１４２７号「コロナ禍における体育、保健体躯の教師用資料について」

（ケ）体育の授業において、身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ないが、運動活動以外の際や呼気が激しくならない軽度な運動の際は、可能な限りマスクを着用すること。

（コ）児童生徒が、感染防止の観点から、マスクを着用することに対して、否定しないこと。

◇令和２年５月２１日付け教保体第２５２号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）」を参照

（サ）プール指導を実施する際については、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、密集・密接の場面を避けるなど、感染リスクへの対策を講じるとともに、事故防止を徹底すること。

◇令和３年４月１２日付け教保体第９７号「学校の水泳授業における感染症対策について（通知）」を参照

（シ）可能な限り屋外での学習とする。体育館や武道場等で実施する場合は、窓や扉を開放して、十分な換気を行うこと。

（ス）授業終了時に手洗い、うがいの時間を確保すること。

（セ）中学校『保健分野』、高等学校『保健』において、感染症の予防についての内容をできるだけ早期に取り上げること。また、感染症に関する授業において、生徒自身に学校の実状等を踏まえた約束事つくり等ができるように、内容の工夫を検討すること。

（ソ）感染の不安から実技を行うことを希望しない児童生徒については、無理に行わせないこと。

エ　専門教科及び作業学習

食品加工や清掃等の実習を実施する場合、感染症対策を講じた上で、衛生管理を徹底して実施する。また、外部の方を対象とした校内カフェ等を実施する場合は、感染症対策を十分行い、その内容について例えば掲示するなどの周知をした上で実施すること。

オ　自立活動

近距離での会話や発声等が必要な指導場面でマスクが使用できない場合や、教員と児童生徒の接触や児童生徒同士の接触が不可避な場合等があることから、指導計画や指導方法の見直し等を行うとともに、やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じた上で指導を行う等の柔軟な対応を図る。

（３）学部や学年閉鎖等を想定した準備

臨時休業等が行われることも想定し、各学校の状況や児童生徒の障害の状況を踏まえて、事前に児童生徒の家庭における学習を保障するための準備を整えること。

ア　家庭と連携し学習課題の配布等の手段を確認しておく。

イ　個別の指導計画等を踏まえた学習課題を作成する。

ウ　これまで配信した動画を見直したり新規に作成したりするなど、学校と家庭との双方での活用を意識し、教材の充実を図る。その際、総合教育センターの「学びの準備体操」を積極的に活用する。

エ　特定の分掌や個人に過度な負担がかからないよう、組織的に役割を分担する。

3　給食

（1）給食時の感染予防の徹底

ア　給食室で一堂に食事をすることは避け、教室等で食事をする。

イ　座席は対面にならないよう配置を工夫する。

ウ　食事指導は、児童生徒の正面ではなく横から行うようにする。児童生徒の実態によりやむを得ず対面な配置となる場合は、フェイスシールドやエプロン、使い捨て手袋を活用するなど、飛沫による感染予防のための措置を講じること。

エ　教員による配膳を行うことを基本とするが、児童生徒が配膳を行う場合は、感染症対策を十分講じると共に保護者の理解を得た上で実施すること。

オ　配膳を行う児童生徒及び教職員は、健康面、衛生面において、給食当番活動が可能であるかを事前に確認する。

カ　可能な限り会話を控えるよう指導する。

キ　食事前後の手洗い指導を徹底する。

（2）今後、学年閉鎖や一部臨時休業になった場合は、児童生徒数の変動により食材量が変動するため業者への連絡について、遺漏のないようにすること。

（3）調理従事者の健康管理や、調理場の衛生管理を徹底する。

4　休み時間・放課後

（1）教室や廊下等の窓を開放し、十分な換気を行うこと。

（2）必要のない他の教室や他学年のフロアには行かないよう指導すること。

（3）外から教室に入るときやトイレの後などに手洗いを徹底させること。

5　清掃活動　（Ⅰ－2参照）

（1）換気の良い状況で、マスクをした上で行うこと。

（2）短時間で終了できるように工夫すること。

（3）終了後は流水と石けんによる丁寧な手洗いをするよう指導すること。

（4）体調不良者用の部屋及びトイレは、児童生徒には清掃させないこと。

6　進路指導

産業現場等における実習の実施にあたっては、徹底した感染防止対策を講じた上で、実習先や保護者の意向を十分に考慮し、計画を立てること。保護者に対しては、事前の説明を丁寧に行い、意向を十分に踏まえた上で実施すること。

◇令和２年６月２日付け事務連絡「「産業現場等における実習」の実施に伴う感染症対策の徹底について」

7　学校行事

「３つの密」の回避を徹底できない場合は実施しないこと。ただし、学校行事は児童生徒にとって重要であることから、学習活動上必要な学校行事の実施については以下のことを踏まえて検討すること。

（１）文化祭・運動会

ア　実施する場合は、「３つの密」を避けるよう実施内容や方法を工夫すること。

イ　不特定多数の人が来場する「一般公開」は実施しないこと。

ウ　在校生の保護者等に対する公開の有無やその範囲（人数）については、各学校で判断すること。

なお、保護者等に対する公開をする際は、来場者の把握方法や入場方法、健康観察方法（検温）等を、各学校において感染防止の観点から適切に定めること。

（２）修学旅行など、泊を伴う校外行事

次の点を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止または延期を含め実施の可否を判断すること。

○　目的地等の状況
○　現地の医療体制等
○　生徒の心情等
○　実施時期

ア　実施を検討する際は、「旅行関係業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（一般社団法人日本旅行業協会等作成）等）を参考に、関係機関と十分な打ち合わせを行うこと。

イ　現時点でキャンセル料の予算措置の見込みはないので留意すること。

◇令和２年１０月１５日付け事務連絡「修学旅行等の学校業におけるバスの利用について」
◇令和３年　４月　２日付け事務連絡「令和３年度における修学旅行等の実施に向けた配慮について」

（３）社会体験学習など、泊を伴わない校外行事

実施する場合においては、行事の目的、目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。

8　訪問教育

（1）呼吸器の障害があり気管切開や人工呼吸器を使用する児童生徒も多く、重症化リスクが高いことから、保護者と十分に相談し、地域の感染状況や、主治医の見解を保護者に確認し、児童生徒の状態等に基づき個別に実施について判断のうえ、感染症予防対策を十分行った上で実施すること。

（2）訪問すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこととする。「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

9　医療的ケア

（1）医療的ケアを必要とする児童生徒の中には、呼吸器の障害があり気管切開や人工呼吸器を使用する児童生徒も多く、重症化リスクが高い者も含まれていることから、主治医の見解を保護者に確認の上、地域の感染状況を踏まえ、個別に登校の判断をする。

（2）４月以降の登校状況などを踏まえ、児童生徒の状況を確認すると共に保護者との共通理解を図りながら、医療的ケアを段階的に進めていく。

（3）登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこととする。「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

◇令和２年６月２３日付け事務連絡「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」参照

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」（2020.12.5 Ver.5）　参照　ｐ44 参照

10　寄宿舎の指導

（1）寄宿舎内での活動の３密な状況を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備（アルコール消毒液など）の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用などにより環境衛生管理を徹底する。

（2）十分な睡眠がとれるようにし、朝夕の検温等の健康観察を行うなど健康管理を徹底する。

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」（2020.12.5 Ver.5）　参照　ｐ67 参照

11　教育支援プラン

個々の児童生徒の学習状況等を十分踏まえ、教育支援プランの精査や見直しを行い作成すること。作成にあたっては保護者との面談や日常的な情報交換を通して十分な連携を図ること。

12　支援籍、交流及び共同学習

（1）支援籍の実施に当たっては、市町村毎に状況が異なることにも十分留意し、計画を作成すること。また、双方向通信等のＩＣＴを活用した実施方法の工夫も検討すること。

（2）交流及び共同学習の実施にあたっても、支援籍と同様に対応する。

13　身体測定・健康診断　　【保健体育課①】

◇文部科学省ホームページ「教育活動に関する実施等に関するＱ＆Ａ［１月８日更新］」
①学校における感染症対策に関すること　問３　参照

（１）児童生徒の定期の健康診断（以下、「健康診断」」という。）は、毎学年、６月３０日までに実施することとされている（学校保健安全法施行規則第５条）。
　令和３年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

（２）健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により児童生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施すること。

（３）健康診断を延期する場合は、保護者に周知し、理解を得ること。

（４）特に心臓や腎臓等の疾患・結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられる。

※　体育の授業や体育的行事に生徒が参加する場合は、健康診断が未実施の可能性があるため、生徒の既往歴の確認や日々の健康観察を徹底し、事故防止に努めること。

（５）健康診断を実施する場合は、下記の実践事例を参考にするなどし、「３つの密」が同時に重ならないよう注意する。

【３密を避ける例】
- 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員については、事前の手洗いや咳エチケット等に努める。
- 部屋の適切な換気に努める。
- 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにする。
- 会話や発声をできる限り控えるよう児童生徒等に指導する。
- 日程を分けて実施等、学校の実情に応じて工夫・実施。
- その他、検査に必要な器具等を適切に消毒。（日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」から）

◆ 健康診断実施例

○ 事前の準備

・ 事前の保健調査票を充実させるなどして、効率よい健康診断の実施を心がける。

・ 事前に児童生徒等、保護者への指導資料の作成、配布。（健診前後の手洗い・間隔をあけて並ぶ。健診当日の健康観察等）

・ 校医用の手指消毒用アルコール、マスク、防護メガネ（フェイスシールド）、手袋、ガウン等を、可能な範囲で準備しておく。

・ 視力検査時、遮眼器を使用する場合は必ずアルコールで消毒する。黒い画用紙を切ったものを各自持たせるなどの対応も考えられる。

・ 児童生徒等の待機位置（並ぶ位置）が明確になるよう、床にテープを貼っておく。

・ 健診会場の確保、校内動線の確認、周知。

○ 健診当日

・ 児童生徒等及び教職員の健康状態の確認を徹底する。体調が良くない場合は、受診せず帰宅させるなど適切な措置をとる。学校医、学校歯科医、健診補助者の体調についても確認する。

○ 事後の対応

・ 使用後の健診器具の片づけ・消毒は、手袋をして行い、終了後は手洗いを十分に行う。

14　部活動

～まん延防止等重点措置期間の対応～

（１）基本的な考え方

感染・事故防止の対策を徹底した上で、活動を行うものとする。

なお、部活動は生徒の自主的・自発的な活動であり、感染リスクが収まっていない時期の活動であることを十分に理解し、感染防止も含め生徒の安心・安全の確保を最優先とした活動とする。

（２）具体的な進め方

ア　活動日数及び１日当たりの活動時間等

- 「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」及び各学校の方針に基づく活動とするが、各地域の感染状況等を慎重に検討し、活動内容や時間等は必要最小限のものとする。
- 泊を伴う活動は、高等学校体育連盟・高等学校野球連盟・高等学校文化連盟及び各中央競技団体や連盟が主催する大会や発表会に参加する場合のみとし、校内合宿についても行わない。

イ　活動条件

主な追加項目をゴシック体で記している。

【活動全般】

- 活動中も含めて生徒の健康観察を徹底し、体調のすぐれない生徒の活動は見合わせる。
- 感染の不安を感じている生徒に参加を強要しない。
- 活動状況については、管理職が責任を持って把握する。
- 活動内容については、保護者や生徒と情報共有する。
- **熱中症の恐れがある場合を除き、可能な限りマスクを着用しての活動となるように内容を工夫する。（指導者は、熱中症の恐れがある場合を除き、マスク着用を必須とする。）**
- **飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）は原則として行わない。ただし、大会や発表会への出場にむけて、事故防止の観点からこれらの活動を行う必要がある場合は、感染対策を徹底した上で、最小限の活動とする。**
- **練習内容について、各中央競技団体及び各連盟からガイドライン等が出されている場合は、遵守する。**
- 体育館等を使用する場合の部の入れ替えについては、生徒の集合時間等を考慮し、生徒の入れ替えの時間を十分に確保する。また、部室棟や廊下等に大人数の生徒が滞留することがないように留意する。屋外においても、密集・密接とならないよう、見学等を含めた活動人数や場所の確保に配慮する。
- **食事は、会話を控え適切な距離を確保する。**

・　その他の指導内容等については、『県方針』及び最新の『県立学校版新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン』を遵守する。
・　時差通学を行っている如何に関わらず、登下校時の密を避ける趣旨や生徒の健康面等に鑑み、朝練習は行わない。
・実施にあたっては、障害の状況にも十分配慮すること。

【活動前】
・　体育館等の屋内で活動する場合は、扉や窓を全開するなどして換気を徹底する。
・　一度に活動する人数を可能な限り少なくする。
・　屋内施設で活動を行う場合は、原則１会場（例：バスケットコート１面）につき１競技とし、体育館を複数の部で使用する場合は、人の行き来をしないよう、ネット等で分割すること。
・　部室の使用は原則禁止とし、短時間の更衣及び用具の出し入れのみとする。（一度に入室する人数を制限する）

【活動中】
・　休憩時等の手洗いを徹底する。
・　休憩時や待機時のマスクの着用を徹底する。
・　タオルの共用はさせない。
・　用具の消毒等を徹底する。

【活動後】
・　活動終了後は、寄り道せずに速やかに帰宅することを徹底する。

15　学校公開

地域の感染状況等を踏まえて実施について検討すること。実施する場合には、参加者に事前の健康観察を依頼するなど感染症の予防に十分留意する。また、双方向通信等のＩＣＴの活用による実施方法の工夫も検討すること。

16　就学・転学、幼稚部・高等部入学に関する説明会

来年度の就学・転学・入学に関係する説明会を計画する際には、複数回に分散するなど工夫により３密な状況が生じないようにする。また、参加者には事前の健康観察を依頼するなど感染症の予防に十分留意した上で実施し、就学等に必要な情報が本人及び保護者に対し適切に提供されるよう配慮する。また、他校や関係機関との情報共有等が必要な場合は、例えばテレビ会議システムなどのＩＣＴを活用するなどして情報連携に努める。

Ⅳ　進路指導（進学・就職）について（高等学校）

1　共通の留意点　【高校教育指導課②③】

（1）個別指導を行い生徒個々の進路実現に努めること。
　登校できない生徒に対しても、個別指導によるきめ細かな進路指導を継続すること。

（2）「進路の手引き」等を活用し、個々に応じた丁寧な指導を行うこと。

（3）個別指導においては、「３つの密」を避けるよう留意すること。

（4）インターネットを活用した情報発信が多く行われている実態を踏まえ、インターネット環境のない家庭に対しては、学校所有の端末を利用させるなど、適切に対応すること。

◇令和２年７月１日付け教高指第５９２号「適正な進路指導及び進路指導事務の徹底について（通知）」別添資料「進路指導に関する参考資料」参照

2　進学指導の留意点　【高校教育指導課②】

（1）各大学等のオープンキャンパス等について、情報の収集に努め、生徒へ適切に指導すること。

（2）今後、新たな情報が入り次第、速やかに各学校へ通知する。

◇令和２年６月３０日付け教高指第５０４号「大学入学者選抜等に係る進路指導事務の事故防止について（通知）」

◇令和２年７月１日付け教高指第６０１号「『令和３年度大学入学者選抜実施要項』及び『令和４年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱』について（通知）」

3　就職指導の留意点　【高校教育指導課③】

（1）令和４年３月高等学校卒業予定者における就職試験の日程は次のとおりである。

ア　企業による学校への求人申し込み及び学校訪問開始　７月　１日
イ　学校から企業への生徒の応募書類提出開始　９月　５日
ウ　企業による選考開始及び採用内定開始　９月１６日

（2）求人票に係る指導の際には、厚生労働省「高卒就職情報 WEB 提供サービス」を積極的に活用すること。

（3）就職試験においてＩＣＴを活用したオンライン面接を実施する場合は、原則として学校施設を利用し、会場や時間等について他の生徒と重複しないように個別の部屋を確保するなど、柔軟に対応すること。

（4）就職内定取消のおそれがあった場合、速やかに各ハローワーク及び高校教育指導課に連絡すること。

（5）就職未内定の生徒には、ハローワークと積極的に連携を図り、一人一人の状況に応じた丁寧な指導を行うこと。

（6）内定を得ずに卒業した卒業生に対しても引き続き連絡を取り、ハローワーク等の関係機関につなげること。

（7）関係機関から就職に関わる情報が入り次第、速やかに各学校に通知する。各学校においても、各企業等の訪問や採用に関する情報収集に努め、周知すること。

◇令和３年３月５日付け事務連絡「就職未内定者への継続的な支援について」
◇令和３年３月１２日付け教高指第２２８１号「令和４年３月新規高等学校卒業予定者の就職に係る申し合わせについて」
◇令和３年３月１１日付け事務連絡『「令和３年度就職指導にあたって」について』

Ⅴ　心のケア等に関することについて

1　心のケア　【生徒指導課】

（1）児童生徒等の理解・心のケア

コロナ禍における感染拡大の傾向が懸念されるなか、感染防止対策を徹底しながら学校生活を継続していく中において、児童生徒等はさまざまな不安やストレスを抱え、問題行動が顕在化している可能性がある。引き続き教職員が児童生徒等の気持ちや不安を丁寧に理解し、寄り添った指導を行い、家庭との連携も図りながら、安心・安全な学校生活が送れるよう取り組むこと。

また、引き続きオンラインツールを効果的に活用するなど、児童生徒等の悩みや相談に対して継続した支援を行うこと。

・「オンラインを活用した教育相談について～今後の臨時休業に備え、さらなる教育相談体制の充実を～」（リーフレット）

（2）自殺予防への取組

コロナ禍における未曾有の状況下で、児童生徒等の心理的な不安は今後も継続していくことが予測される。そのような中で、心理的な不安から自殺者が増加するような状況は避けなければならない。

児童生徒等が自殺を考える原因は学校生活だけではなく、先の見えにくい状況のなか、将来に対する心理的な不安、さらに家庭問題や異性問題など、様々な要因が存在すると考えられる。児童生徒等一人一人の状況を把握するとともに、日頃から校内における相談体制や教職員相互での情報共有体制の構築、家庭との協力により、連携した児童生徒等の見守りがさらに重要になる。

配慮を要する児童生徒等を再確認の上、校内組織体制を整備するとともに、引き続き、学校における早期発見や見守りの取組、家庭における見守りの促進等を通じて児童生徒等の状況を的確に把握し、自殺予防対策を適切に行うこと。

（3）児童生徒等の不登校等への対応

不登校等に対する予防的対応を図りつつ、児童生徒等を理解し、人間味のある温かい指導が行えるように、指導のあり方や指導体制について改めて確認すること。

また、これまでに学校復帰した不登校等児童生徒等が、再び不登校等になることもあるため、当該児童生徒等の家庭との連携を図り、登校時の受け入れ体制を再確認すること。

なお、不登校等児童生徒等への支援にあたっては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律」及び同法に基づく国の基本方針等を改めて確認のうえ、適切に対応するとともに、児童生徒の状況把握及び学校復帰に向けた支援においては、オンラインツールを効果的に活用するなどして、継続的に行うこと。

（4）相談窓口

コロナ禍という未曽有の状況下において、児童生徒等はさまざまな不安・ストレスを抱えていることが懸念される。児童生徒等が学校や保護者に直接相談しづらい悩みや不安もあることから、学校以外の相談窓口を周知するなど、児童生徒等の心のケアに配慮すること。

・「埼玉県内の学校に通う児童生徒の皆さんへ」（リーフレット）
　～困ったり悩んだりしたら誰かに相談しよう～

・困ったときの相談窓口（県ＨＰ）
　（ＵＲＬ）https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/kyouikusoudan.html

・ＳＮＳ教育相談（埼玉県教育委員会）
　（ＵＲＬ）https://lin.ee/03SvfNZx

◇令和２年５月２２日付け教生指第７５－２号「県立学校の再開における児童生徒等への適切な指導について（通知）」を確認し、資料等を参照
◇令和２年５月２８日付け教生指第９３号「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」
◇令和２年６月２５日付け教生指第１３８号「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」
◇令和２年８月１８日付け教生指第２３３号「令和２年度自殺予防週間の実施について（通知）」
◇令和２年８月２７日付け事務連絡「生徒の自殺予防に係る取組について」
◇令和２年９月２４日付け教生指第２９０号「オンラインを活用した教育相談について（通知）」
◇令和２年１０月２３日付け教生指第３５１号「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」
◇令和２年１２月７付け教生指第４４８号「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」
◇令和２年１２月１０日付け教生指第４６１号「『児童生徒のメンタルヘルス』の理解のための講義動画の配信について（通知）」
◇令和３年３月３日付け教生指第６２９号「児童生徒の自殺予防について（通知）」
◇令和３年４月２日付け教生指第２２号「児童生徒の自殺予防について（通知）」
◇令和３年４月１９日付け教生指第６６号「まん延防止等重点措置適用に関する児童生徒への適切な指導について（通知）」

2　陽性者、濃厚接触者に対する偏見や差別、いじめ 【生徒指導課・人権教育課①】

（１）陽性者等に対する偏見や差別、いじめ

陽性者を特定しようとすることやＳＮＳ等で誤った情報を発信することは、児童生徒等のプライバシーへの配慮を欠く行為である。また、医療・福祉従事者をはじめ、社会機能維持のために働く方々やその家族に対する感染症を理由とした偏見や差別などは、人権を侵害する行為である。

各学校においては、令和２年８月２８日付け教人第９９号「新型コロナウイルス感染症による偏見や差別の防止に係る教育長メッセージの配布について」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、児童生徒の発達の段階に応じて適切に指導する。偏見や差別に対する児童生徒の認識等、クラスの実態を踏まえ、必要に応じて道徳や特別活動、ホームルーム活動の一部を利用し、人権感覚育成プログラム（県のＨＰでダウンロード可能）等を活用した指導の充実をとおして、感染者等に対する偏見や差別、いじめが生じることがないよう取り組むこと。

＜活用いただきたい人権感覚育成プログラムのページの例＞
- 人権感覚育成プログラム（学校教育編）P. 103～P. 108「シールで仲間」
- 同　P. 145～P. 152「少数派の気持ちは？」
- 人権感覚育成プログラム（学校教育編）第２集　P. 222～P. 227「安心クラスをつくろう」

※　それぞれのプログラムを活用するにあたり、「偏見や差別」というねらいを明確にして実践することが重要である。

新型コロナウイルス感染症の再拡大により身近な場所での感染の話を聞くようになると、自分の周囲の人の感染を疑うようになってくることがある。自分も感染させられるかもしれないと不安が生まれ、人間が生き延びようとする自己防衛本能から他者への攻撃が始まることもある。これが偏見や差別につながる。

人権感覚を身に付け、人権への配慮や態度が行動に現れるよう人権教育の充実に努めること。

また、いじめが発生した場合には法に則った適切な対応が必要となる。教職員相互の協力のもと、速やかに組織として対応し、教職員個人で問題を抱え込むことがないようにすること。

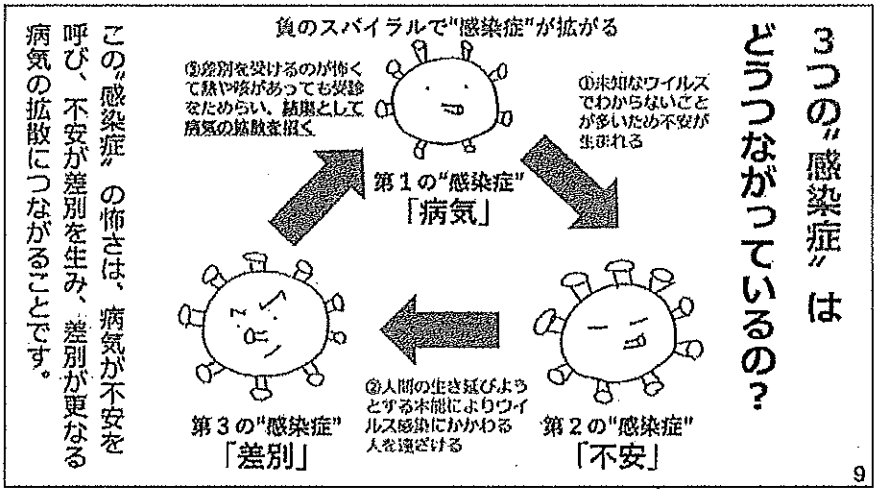
◇令和２年８月２８日付け教人第９９号「新型コロナウイルス感染症による偏見や差別の防止に係る教育長メッセージの配布について」
◇令和３年２月１８日「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定による報告について（依頼）

（２）ＳＮＳ上の書き込み等

ネット上の誹謗中傷などの掲載については、必要に応じて警察署などの関係機関に相談するとともに、ネットサービスの運営会社等への削除を依頼すること。

◇令和２年５月２２日付け教生指第７５－２号「県立学校の再開における児童生徒等への適切な指導について（通知）」を参照し、内容の確認をする
◇令和２年５月２８日付け教生指第９３号「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」
◇令和３年４月１９日付け教生指第６６号「まん延防止等重点措置適用に関する児童生徒への適切な指導について（通知）」

※　日本赤十字社が発行している「新型コロナウイルスの３つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」を参考にする。日本赤十字社のホームページでは２０枚のスライドで「この感染症の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながること」を示している。



出典：「新型コロナウイルスの３つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」
（日本赤十字社新型コロナウイルス感染症対策本部 発行　２０２０年３月２６日　初版）

※　新型コロナウイルスに関連した差別や中傷を防ぐための啓発動画などを活用することも考えられる。詳しくは、文部科学省ＨＰ「新型コロナウイルス　“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」を確認されたい。
（ＵＲＬ）https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html

3　児童虐待への対応　【人権教育課②】

児童虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合には、人権教育課（企画・児童虐待対応支援担当）まで報告・相談するとともに、事案の内容に鑑みて児童相談所等とも連携した迅速な対応をすること。

◇令和２年４月１３日付け教人第６号「児童虐待に係る通告・通報の報告について（通知）」を参照

Ⅵ　教職員の勤務・服務、健康管理について

1　教職員の勤務・服務　　【県立学校人事課】

次の通知を踏まえ、適切に対応すること。

◇令和２年３月４日付け教県第１０４２－１号「新型コロナウイルス感染症に係る職員の勤務等及び感染予防の徹底について（通知）」
◇令和２年４月６日付け教県第２９号「職員の体調不良時の対応の周知徹底について（通知）」
◇令和２年４月１３日付け教県第４１－１号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）」
◇令和２年５月２７日付け教県第１３３－１号「妊娠中の女性職員への配慮等について（通知）」
◇令和２年５月２９日付け教県第１５３－１号「『新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱』の一部改正について（通知）」
◇令和２年６月２日付け教県第１９０－１号「新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける場合の職務に専念する義務の特例について（通知）」
◇令和２年６月５日付け事務連絡「不祥事防止チェックリスト（教職員用）」
◇令和２年１０月２７日付け教県第４８６－１号「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合等の休暇の取扱いについて（通知）」
◇令和２年１２月２５日付け教県第６８９－１号「『学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例』及び『学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則』の運用について（通知）」
◇令和３年１月８日付け教県第７２２号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う教職員の服務等の留意点について（通知）」
◇令和３年４月１９日付け教県第８９号「新型コロナウイルス感染症まん延防止等に資する教職員の勤務等について（通知）」

※　既に不要となった通知については、この一覧から削除している。

2　教職員の健康管理　【福利課・県立学校人事課】

（1）朝夕の体温測定をするなど教職員の体調変化に注意し、発熱や風邪症状がないことを確認してから出勤するよう指導すること。

（2）体調不良時の対応

ア　風邪症状（発熱、鼻水、咽頭痛、咳、痰、息苦しさ、下痢、倦怠感等）で体調不良の場合は、出勤の自粛を徹底させること。また、服薬により熱が下がっている場合もあるため、解熱しても、服薬がない状態で２日程度の間は朝夕の体温測定を続けるなど体調の変化に注意し、出勤する際には風邪症状等がないことを事前に学校に連絡させること。

イ　風邪症状のある親族等と同居又は長時間の接触があった場合は、出勤を自粛させること。また、朝夕の体温測定をするなど自身の体調変化に注意し、風邪症状等がないことを確認してから出勤させること。

◇令和２年３月６日付け教県第１０５１－１号、１０５１－２号「職員の体調不良時の対応の徹底について（通知）」を参照

ウ　出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し、他の者との接触を避け、速やかに帰宅すること。

◇令和２年５月２１日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するＱ＆Ａの送付について（５月２１日時点）」問５を参照

（3）心身の健康に関する相談がある場合には、福利課の保健師健康相談が活用できることを周知すること。

Ⅶ　家計が急変した世帯への就学支援について【財務課】

就業条件の変化等により家計が急変した場合、申請により支援（入学料及び授業料の減免、埼玉県高等学校等奨学金、奨学のための給付金）を受けることが可能であるため、保護者へ十分周知すること。

※　各種支援制度の相談窓口（保護者向け）　０４８－８２２－５６７０

Ⅷ　陽性者が判明、又は濃厚接触者が特定された場合の対応について

【保健体育課①】

1　新型コロナウイルス感染者発生時の対応

令和３年４月１日付け教保体第１号「新型コロナウイルス陽性者発生時の対応について（通知）」を参照の上、適切かつ迅速に対応すること。

2　臨時休業を検討する際の判断要件

学校保健安全法第２０条により、感染症の予防上必要があるときの臨時の全部又は一部の休業は、設置者が行うことになる。その際、県では以下の要件を踏まえ、判断する。

（１）陽性者の学校内における活動の態様
（２）接触者の多寡
（３）地域における感染拡大の状況
（４）感染経路の明否　　等

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2020.12.3 Ver.5)　P61-P65 参照

3　濃厚接触者を把握した場合（家族の罹患も含む）

児童生徒及び教職員の同居の家族の中に陽性者がいるなど、当該児童生徒及び教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合、感染の有無が明らかになる又は、保健所から指示のあった健康観察期間が終了するまでの間、休ませる。

4　学校保健安全法第１９条に基づく出席停止を行った際の報告区分

○児童生徒が出席停止となった場合は、以下の表を参考にする。

事由	出席停止報告の区分
児童生徒自身が感染	新型コロナウイルス感染症
児童生徒自身が濃厚接触者	新型コロナウイルス濃厚接触者
児童生徒自身が風邪症状等による登校自粛	新型コロナウイルス感染症関連による
家庭内に体調不良者がいる場合の登校自粛	

※「保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合」については、Ⅰ－１を参照すること。

Ⅸ　臨時休業の考え方について　　【保健体育課①】

1　基本的事項

児童生徒や教職員（以下「児童生徒等」という。）の感染が確認された場合、校長は陽性者や濃厚接触者の出席停止又は出勤自粛（以下「出席停止等」という。）を指示する。

また、学校は陽性者の概要や学校内での活動状況を教育局（保健体育課）に報告し、教育局は保健所の調査や学校医の助言等を踏まえ、臨時休業の有無を判断する。

なお、臨時休業の種類は、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合など、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級や学年単位など必要な範囲にとどめるものとする。

2　児童生徒等の出席停止等

児童生徒等の出席停止期間については、保健所等の助言を踏まえ、教育局（保健体育課）と連携を図った上で校長が適切に判断する。また、濃厚接触者として特定された児童生徒等がＰＣＲ検査等で陰性となった場合でも、保健所等からの助言を踏まえ健康観察を経たうえで、出席停止を解除すること。

なお、陽性者との接触状況から感染リスクの高い活動が認められる児童生徒等については、保健所の調査結果を待たずに出席停止等とする場合がある。

3　学校の臨時休業

臨時休業は、保健所等からの助言や校長の所見を基に、以下の４点を踏まえ、教育委員会において判断する。

①　陽性者の学校内における活動の態様　　②　接触者の多寡

③　地域の感染拡大の状況　　④　感染経路の明否

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2020.12.3 Ver.5)第４章「感染が広がった場合における対応について　3．臨時休業の判断について」を参照

4　陽性者発生時等の対応手順

（１）濃厚接触者発生の場合

・当該児童生徒等については、出席停止等とする。

・学校において濃厚接触者に係る状況を確認し、教育局（保健体育課）に電話で報告する。（ＰＣＲ受検者が濃厚接触者でない場合、電話連絡は不要。）

・保健所等との連携を図る。

（特に重要な確認項目）

Ⅰ．症状を呈した２日前からの学校内外での活動状況、家族構成等

Ⅱ．症状を呈した２日前からの接触者との接触状況

（２）陽性者発生の場合

・当該児童生徒等については、出席停止等とする。

・教育局（保健体育課）へ速やかに報告する。

Ⅰ．勤務時間内の連絡先（048-830-6963）

Ⅱ．勤務時間外の連絡先（主：080-4958-4199・副：080-7285-2045）

・学校と教育局（保健体育課）は、保健所等と連携を図り、今後の学校の対応について速やかに検討する。

◇　令和３年４月１日付け教保体第１－１号「新型コロナウイルス陽性者発生時の対応について（通知）」

５　保護者への事前の周知

児童生徒の出席停止措置について、又は学校が臨時休業となる場合があることについて、事前に保護者に周知しておくこと。

併せて、児童生徒や家族が罹患した場合又は児童生徒が濃厚接触者となった場合には、速やかに学校への連絡をお願いしておくこと。

なお、周知する主な内容は、以下のとおり。

（１）出席停止

ア　以下の場合、出席停止措置とすること。

（ア）児童生徒が陽性者となったとき。

（イ）児童生徒が陽性者の濃厚接触者に特定されたとき。

（ウ）児童生徒が風邪症状により登校を自粛したとき。

（エ）家庭内に濃厚接触者や体調不良者がいることにより登校を自粛したとき。

イ　出席停止の解除について

保健所等からの助言を踏まえ健康観察を経たうえで、出席停止を解除する。

（２）臨時休業

児童生徒や教職員が陽性者となったとき、学校内での活動状況によっては、臨時休業となる場合があること。

（３）個人情報の取扱い

陽性者に関する情報は、お知らせしない。ただし、陽性者との接触状況から保健所に濃厚接触者として特定される疑いが否定できない児童生徒がいる場合で、保健所の調査前であるときは、学校内の感染拡大を防止するため、陽性者や保護者の了解を得た上で、当該児童生徒及びその保護者に限り、お知らせする場合があること。

参　考

新型コロナウイルス濃厚接触者・陽性者発生時の対応（県立学校）

教育局県立学校部保健体育課　R3/4/1

○ 濃厚接触者発生の場合

保健所から家族や知人等の濃厚接触者として、児童生徒又は教職員が特定

報告

学校

対象者の出席停止・出勤自粛の指導、健康観察の徹底
※濃厚接触者以外（体調不良等）の場合は、保健体育課への報告は不要

※濃厚接触者の検査結果が陽性の場合は速やかに、陰性の場合は勤務時間内に県保健体育課に報告

○ 陽性者発生の場合

児童生徒・保護者
教職員・教職員家族等

保健所

本人への聞き取り調査

報告

※分野別ポータル「県立学校における新型コロナウイルス陽性者発生に伴う対応について」を参照
（http://bunya/docs/2020092500019/）

依頼

学校

陽性者の情報収集
① 行動歴（登下校時も含む）　② 接触のあった学級や部活動関係者等の名簿作成（既存のもので可）

※上記①②を保健所宛てメール送付する際は、併せて保健体育課に情報提供すること

依頼

※保健所からの依頼がなければ提出不要

保健体育課	連携	学校	連携	保健所
・臨時休業の判断 ・感染拡大防止対策の助言 ・報道対応の判断 ・「学校支援チーム」の派遣		・教職員への説明 ・保護者等への情報提供 ・感染拡大防止対策の徹底 ・学校医との連携		・濃厚接触者の特定 ・拡大PCR検査の検討 ・臨時休業の助言 ・検査対象者への連絡

○ 保健所の調査結果判明後　※教職員が陽性となった場合は、学校への影響の有無にかかわらず報道対応有

特定状況	学校の対応
学校への影響なし （濃厚接触者又は接触者なし）	・陽性者の行動制限期間の確認、健康観察の徹底 ・COVID-19発生報告様式を保健体育課へ提出
学校への影響あり （濃厚接触者又は接触者あり）	・陽性者及び濃厚接触者等の行動制限期間の確認、健康観察の徹底 ・報道対応がある場合は、報道対応用資料を保健体育課に提出 ・臨時休業がある場合は、報告書（様式8）を保健体育課に提出（前日まで） ・COVID-19発生報告様式を保健体育課に提出 ・学校でPCR検査を実施する場合は、管轄保健所と要協議 ※必要に応じて「学校支援チーム」の派遣を保健体育課に依頼

担当一覧

【保健体育課】
① 担　当　健康教育・学校安全担当
電　話　０４８－８３０－６９６３
② 担　当　学校体育担当
電　話　０４８－８３０－６９４７

【高校教育指導課】
① 担　当　教育課程担当
電　話　０４８－８３０－７３９１
② 担　当　学びの改革担当
電　話　０４８－８３０－６７７３
③ 担　当　産業教育・キャリア教育担当
電　話　０４８－８３０－６７７２

【特別支援教育課】
担　当　特別支援学校教育指導担当
電　話　０４８－８３０－６８８６

【ＩＣＴ教育推進課】
担　当　ＩＣＴ教育指導担当
電　話　０４８－８３０－６６２５

【県立学校人事課】
担　当　学事・働き方改革担当
電　話　０４８－８３０－６７３５

【生徒指導課】
担　当　生徒指導・いじめ対策・非行防止担当
電　話　０４８－８３０－６９０８

【人権教育課】
① 担　当　人権教育担当
電　話　０４８－８３０－６８９２
② 担　当　企画・児童虐待対応支援担当
電　話　０４８－８３０－６７８６

【福利課】
担　当　健康づくり・メンタルヘルス担当
電　話　０４８－８３０－６９７１

【財務課】
担　当　授業料・奨学金担当
電　話　０４８－８３０－６６５２